

平成30年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成30年8月10日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成３０年度第２回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	平成３０年８月６日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	平成３０年８月１０日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成３０年８月１０日 １３時３０分			議 長	高 橋 守 男
	閉 会	平成３０年８月１０日 １５時３９分			議 長	高 橋 守 男
応招（不応招） 委員及び出席並 びに欠席委員 出 席 ２２名 欠 席 ５名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	高 橋 末 治	▲	１６	松 村 勝 彦	○
	２	向 久 保 勉	○	１７	小山田 恵 悦	○
	３	立 柳 優	▲	１８	工 藤 弘 道	○
	４	熊 澤 威 人	○	１９		
	５	高 橋 正 志	○	２０		
	６	高 橋 由 則	○	２１	田 村 紀 彦	○
	７	高 橋 志 郎	○	２２	中 村 一 彦	○
	８	藤 村 勇 三	○	２３	三 浦 美恵子	○
	９	高 橋 光 廣	○	２４	工 藤 忠 榮	○
	１０	清水畑 京 子	○	２５		
	１１	田 村 真 行	○	２６	種 市 幸 雄	○
	１２	日 戸 重 雄	○	２７		
	１３	菊 池 悦 郎	▲	２８	石羽根 正 志	○
	１４	伊 藤 勇 一	▲	２９	羽 沢 寿 隆	▲
	１５	工 藤 伸 一	○	３０	山 本 範 夫	○
				３１	高 橋 守 男	○

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 8 番	藤 村 勇 三	議席番号 2 4 番	工 藤 忠 榮
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 5 条第 1 項の規 定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	畑 山 直 己		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農業振興係主任	佐々木 桂		
	農地調整係主任	高 橋 武 士		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

定刻になりました。御起立をお願いいたします。相互に礼をお願いします。農業委員会憲章の唱和を行います。お手元の資料 A4 判 1 枚の資料ご準備願います。憲章前文の朗読を山本会長職務代理者をお願いします。前文に引き続きご唱和願います。それでは山本代理をお願いします。ありがとうございました。ご着席願います。

本日、欠席となっている委員の報告をいたします。

- ・議席番号 1 番高橋末治委員、法事のため。
- ・議席番号 3 番立柳優委員、法事のため。
- ・議席番号 13 番菊池悦郎委員、所用のため。
- ・議席番号 14 番伊藤勇一委員、JA 第 6 回監事会のため。
- ・議席番号 29 番羽沢寿隆委員、議会所用のため。

以上届出欠席が 5 名、無届欠席 0 名です。欠席委員数は 5 名となり、2 番出席委員数は 22 名となります。次に、本日の会議についてご説明いたします。平成 30 年度第 2 回八幡平市農業委員会総会、日付、場所を記載しており、本日の会議の進行について（4 行目）という資料をご準備願います。①番、本日は議案件数が 26 議案です。②番、採決を一件毎に行っていただきます。③番、採決について。これまでの異議の有無を諮る簡易採決ではなく、本日は会議規則第 28 条の起立採決とさせていただきます。理由として、会議は会議規則第 3 条により公開となっており、又、第 34 条により議事録を作成しこれを縦覧しなければならない事となっております。なお、今回の議案は人事案件である事から、議案毎に賛成、反対を明確に記録に残す為。また議事録作成の根拠として、録音に録画を加えさせていただいた所です。ご理解をお願いします。議長が、賛成の方は起立を求めますので、賛成の方は起立願います。反対の方は、着席のままとなります。議長の起立全員、起立多数、起立少数のいずれかの宣言があった後に着席して下さい。なお、この際事務局員が起立者数を数えますので、宣言が有るまでは起立のままでお願い致します。次に、会議規則 17 条の基づく、本日は議事参与の制限が多数あり、退席をお願いする委員の皆様がございます。ご協力をお願いします。⑤番、議案 13 号を終了した後にここで休憩を取らせていただきたくお願い致します。以上、会議の進行についてご協力をお願い致します。それでは、議長進行宜しくをお願いいたします。

議長（高橋守男会長）

ただ今から平成 30 年度八幡平市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、27 名中 22 名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の指名

議長（高橋守男会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りいたします。

会議規則第 34 条第 2 項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任

することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には8番藤村勇三委員と24番工藤忠榮委員を指名します。

3 会期の決定

議長（高橋守男会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第2回総会の会期についてお諮りいたします。

第2回総会の会期は平成30年8月10日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第2回総会の会期は、平成30年8月10日の1日間とすることに決定致しました。

4 報告

議長（高橋守男会長）

次に、事務局から平成30年度第3回から第5回までの運営委員会報告をお願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは平成30年度第3回から第5回運営委員会の報告を致します。資料の4ページをお開き下さい。

平成30年度第3回運営委員会ですが、平成30年6月8日（金）午前10時から市役所3階大会議室にて行いました。協議事項ですが、1項目目、次回運営委員会及び地区調査会地区長会議の開催日について。2項目目、平成29年度農地利用に関する調査結果の報告について。3項目目、平成30年度農地の日活動計画について。4項目目、平成30年度各地区の農地利用適正化活動計画について、協議をしております。

第4回運営委員会ですが、平成30年7月10日（火）午前9時30分から八幡平市役所3階大会議室で行いました。協議事項として、1項目目、次回運営委員会及び地区調査会地区長会議の開催日について。2項目目、平成30年度農業委員農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について。3項目目、新体制移行に向けた取り組みについて。4項目目、新体制移行後の組織体制について、協議しております。第3回及び第4回の運営委員会質疑内容につきましては、6月及び7月の合同委員会においてご報告しておりますので、それらの資料をご確認願います。

第5回運営委員会ですが、平成30年8月6日（月）市役所2階ミーティング室2-1におきま

して協議しております。協議事項といたしまして、平成 30 年度第 2 回総会議案について協議を行いました。内容は、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定についての議案内容についての協議を行い、原案通り決定され、本日の総会開催となるものです。なお、今回の報告は本日の総会に関する項目とし、その他の協議事項については、8 月 24 日（金）開催されます 8 月合同委員会議で質疑内容の報告をさせていただきますので、ご了承願います。以上、平成 30 年度第 3 回から第 5 回運営委員会において協議決定したので運営委員会規定第 8 条に基づき報告します。平成 30 年 8 月 10 日運営委員長高橋守男。以上となります。

議長（高橋守男会長）

ただ今の平成 30 年度第 3 回から第 5 回までの運営委員会会議報告につきまして、何かお聞きしたいことがございましたら、ご発言をお願いします。ご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

無いようですので、次に進みます。

議長（高橋守男会長）

議案の審議に先立ち、会議の進め方についてご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号、氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないようにご協力をお願いします。

5 議事

議長（高橋守男会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

事務局より、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査の選定経過の説明を求めます。

事務局（畑山事務局長）

議案第 1 号から 26 号までの経過について、初めに説明・報告をさせていただきます。資料は平成 30 年度第 2 回八幡平市農業委員会総会議事、議案第 1 号から議案第 26 号までの資料として、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定経過をご準備願います。1 点目、推進委員候補者の募集についてです。（1）5 月に農業委員と共に 27 名の推進委員の応募推薦を募ったところです。（2）5 月 31 日を期限としておりましたが、安代・田山地区を除いていずれも候補者が定員に満たなく、農業委員と重複応募があった為に、農業委員の決定を先に行って推進委員の募集については延長を行ってきたところでございます。（3）その結果、大更・田頭地区 8 名、平舘・寺田地区 6 名、松野・寄木地区 7 名、荒沢・田山地区 5 名の計 26 名の応募・推薦がございました。大きな 2 番です。八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会の開催でございます。26 名の応募者・推薦者につきまして、候補者となるべきかの審査を行った委員会で

ございます。開催が平成 30 年 8 月 6 日 9 時から、場所は本庁のミーティング室でございます。審査委員としましては(3)番の通りでございます。審査方法でございます。候補者 26 名の選定につきまして別紙の選任要領第 2 条及び第 3 条により行ってございます。この別紙は次の 2 ページでございます。2 ページについて若干説明いたします。第 2 条(1)番、農業に関する見識を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関して、その職務を適正に行う事ができる者である事。(2)番でございます。別表第 1 左欄という事で、地区ごとの定数を決めたものでございます。審査の手順が第 3 条でございます。(1)定数を超えた場合、最後の下りの所ですが、その他必要と認める場合は審査を行うものとする、という事でございます。今回定数は超えませんでした、審査委員会を開催をしてその他必要と認める場合という事項もございますので、審査を行ってございます。(2)提出された応募書によりまして項目又は推薦する理由、応募の理由等を確認をして審査をしたものでございます。なお別表の 2 番によって点数を付ける審査を行ったものでございます。(3)候補者ごとに審査表の得点を合計して審査をしたところでございます。戻っていただき 1 ページをお願い致します。(5)番審査の結果でございます。別紙の八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の審査結果に基づく意見の提出について、の通りでございます。これは 5 ページでございます。審査委員会の委員長から農業委員会に提出された意見書でございます。朗読いたします。「このことについて、平成 30 年 8 月 6 日開催の八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会で審査を行いましたので、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会設置要綱第 2 条第 1 号の規定に基づき別紙意見報告書により意見を提出します。なお、一部の候補者について、意見がありましたので併せて提出します。」という意見の報告でございました。6 ページは、この審査を行った結果でございます。応募された方、推薦があった方全員を候補者としたところでございます。なお、一部の意見につきましては、議案が進むに当たりまして該当議案の所になりましたならば、私からご説明を致します。それではもう一度 1 ページに戻っていただいて、今後の進め方を本日少し説明をさせていただきます。今後でございますが、すでに松尾地区が 1 人足りない状況でございます。本日の決定によりまして再度明日から募集を掛けたいとおもいます。そして 8 月 20 日に候補者の審査委員会を開催し、8 月 24 日の総会で承認をいただく、決定をいただくというふうに、カッコ書きの所でございます 8 月 6 日の平成 30 年度第 4 回とありますが間違いでございます、5 回でございます、申し訳ございません。第 5 回でございます。新体制の検討委員会の方でこの進め方の承認を得られているところでございます。以上、共通した説明の部分について説明を終わります。

議長（高橋守男会長）

以上で八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査の選定経過の説明が終わりました。本総会の採決方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 28 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

さっそく、議案第 1 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて、を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条 1 項及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、議席番号 2 番向久保勉委員の退席を求めます。

（退席確認）

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案内容の説明に入らせていただきます。議案第1号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することによって、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1住所・八幡平市大更第3地割238番地5、2氏名・向久保勉、3生年月日・昭和40年9月30日、4任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に向久保勉を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

委員の皆様にご説明いたします。皆様のお手元にお配りしている別冊の総会議事資料をお開き下さい。資料の1ページとなります。内容は、農地利用最適化推進委員候補者の応募及び推薦内容を記載した物で、八幡平市ホームページに掲載している内容と同じ物でございます。議席番号順及び区域ごとにまとめておりますので、議案の審議にご活用下さい。では、内容の説明に入らせていただきます。資料の1ページと2ページが西根南地区、資料の3ページ・4ページが西根北地区、資料5ページ・6ページが松尾地区、資料7ページが安代地区と地区別にまとめてございます。では1ページにお戻り下さい。まず、左側でございます。こちら議案番号という事で連番となっております。区域名、氏名、氏名には行政区名をカッコ書きで入れております。職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況となっております。右側でございます。推薦をする者となっております。こちらには、推薦のあった方の記載をしてございます。議案番号第1号につきましては、山後地区農家組合の団体推薦という見方となります。あとは、推薦団体の内容となっております。一番右側が推薦又は応募の理由という事で、こちらに提出された内容を載せているところでございます。以下議案番号順によってこちらの方をご覧いただければと思います。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で、説明が終わりました。

これより、議案第1号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

はい、7番委員。

7番 高橋委員

7番高橋です。議案第1号これ一括で、この仕様で個別審査をしないでやる訳ですね。今退席している方の審査が多いわけですが、これ1人1人やって行くんですか。て。

議長（高橋守男会長）

事務局、どうぞ。

事務局（畑山事務局長）

会議前段でもご説明いたしました通り、本日議案26議案を1件ごとに採決をお願い致します。

以上でございます。

議長（高橋守男会長）

質問者、宜しいでしょうか。

7 番 高橋委員

そうしましたらね、今 1 号はこれ委員全地区の承認になる事になる訳ですね。今、退席した以外にですよ。

議長（高橋守男会長）

事務局、対応願います。

事務局（畑山事務局長）

本日の総会資料の 6 ページ、ただ今議長の方から提案しているのは、議案第 1 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて、向久保勉さんを議案としてございます。ここで、採決を致しまして終了したならば次の議案第 2 号に移って行くというふうに進みます。以上でございます。

7 番 高橋委員

7 番高橋です。そうするとね、今、向久保委員を終わればもう 1 号で全員あれだって事なんですよ、承認していく事になるかって事。今の説明を聞きますとね。

議長（高橋守男会長）

明確な回答をお願いします。今、質問者は 1 人終わったら全員終わった事になりますか、という質問です。

事務局（畑山事務局長）

議案第 1 号は、向久保勉委員 1 人だけの決定を求めているものでございます。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

私から宜しいでしょうか。局長から話がありましたから、補足というと失礼ですけども、議案第 1 号というのは 1 人 1 人の議案になります。各候補者 26 人おりますから、26 議案となります。

7 番 高橋委員

1 人 1 人審議して行くんですね。

議長（高橋守男会長）

はい。

7 番 高橋委員

それなら了解しました。今ね1人だけで、あとはもう一括で行くのかなと思いました。そうゆうふう聞こえましたから確認したところです。

議長（高橋守男会長）

宜しいでしょうか。

7 番 高橋委員

はい。

議長（高橋守男会長）

質問者了解したようです。次に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認めて、宜しいでしょうか。

（「はい」の声）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

ありがとうございました。起立全員です。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号2番向久保勉委員の着席を求めます。

（着席確認）

議長（高橋守男会長）

次に、議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは議案第2号の説明に入らせていただきます。議案第2号農地利用最適化推進委員の委

嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市田頭第 15 地割 83 番地、2 氏名・工藤正、3 生年月日・昭和 27 年 4 月 17 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に工藤正を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは、先程の資料の説明に入らせていただきます。こちら 1 ページで議案番号 2 番の項目となります。今回は、応募となりますので推薦をする者という所は全部横線で表示をさせていただいております。この表示は応募という内容となりますので、以下の議案についてもこの様をお願い致します。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 2 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 2 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。

事務局（畑山事務局長）

着席願います。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 2 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 3 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案第 3 号の説明に入ります。農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市田頭第 8 地割 109 番地 77、2 氏名・工藤孝雄、3 生年月日・昭和 28 年 7 月 2 日、4 任

期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に工藤孝雄を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 3 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 3 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。お座り下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 3 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 4 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（畑山事務局長）

大変申し訳ございません。共通部分の訂正をここでお願いしたいと思っております。今気が付いたところでございます。議案の本文で、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、の「い」が抜けておりましたので、1 号から 26 号議案全てについてでございました。大変確認が漏れてございまして申し訳ございません。お詫びをすると共に、ご訂正と加筆をお願い致します。議案の表題がありまして、本文の次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することにつ「い」が抜けてありまして、この「い」を加筆、加えていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。以降共通で加筆をお願い致します。それでは、議案第 4 号について説明致します。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案第 4 号の説明に入ります。議案第 4 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。

1 住所・八幡平市大更第 31 地割 1 番地、2 氏名・工藤廣導、3 生年月日・昭和 24 年 7 月 22

日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に工藤廣導を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 4 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 4 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立全員です。お座り下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 4 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 5 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条 1 項及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、議席番号 11 番田村真行委員の退席を求めます。

（退席確認）

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案第 5 号の説明に入らせていただきます。議案第 5 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市大更第 7 地割 65 番地、2 氏名・田村真行、3 生年月日・昭和 44 年 8 月 17 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に田村真行を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第5号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

はい、着席願います。起立全員です。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号11番・田村真行委員の着席を求めます。

(着席確認)

議長（高橋守男会長）

次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第6号の説明に入らせていただきます。議案第6号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。

1 住所・八幡平市大更第10地割152番地1、2 氏名・田村忍、3 生年月日・昭和49年1月6日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に田村忍を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。こちらのお手元にあります議事の資料2ページをお開き下さい。議案番号6番の田村忍さんとなります。こちらにつきましては、個人の推薦という事で農業委員の田村真行さんからの推薦があったものでございます。以上説明を終わります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

ありがとうございました。起立全員です。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第7号の説明に入らせていただきます。議案第7号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。

1 住所・八幡平市大更第38地割82番地20、2 氏名・鈴木志賀子、3 生年月日・昭和27年12月17日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に鈴木志賀子を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは、この議事資料2ページとなります。議案第7号でございます。こちらは応募となっております。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第7号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第8号の説明に入らせていただきます。議案第8号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。

1 住所・八幡平市大更第21地割32番地、2 氏名・工藤友則、3 生年月日・昭和25年3月28日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に工藤友則を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは、議事資料の2ページとなります。こちらも議案番号8番の項目となります。こちらも本人からの応募となっております。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第8号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第9号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第9号の説明に入らせていただきます。議案第9号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。

1 住所・八幡平市堀切第7地割29番地、2 氏名・八角善悦、3 生年月日・昭和29年6月14日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に八角善悦を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。議事資料3ページとなります。議案番号9番となります。こちらにつきましても本人からの応募となっております。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第9号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。お座り下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第9号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第10号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第10号の説明に入らせていただきます。議案第10号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市平館第25地割115番地2、2 氏名・高橋末治、3 生年月日・昭和20年3月17日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋末治を委嘱し

ようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。議事資料 3 ページとなります。議案番号 10 番となります。こちらにつきましても本人からの応募となっておりまして。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 10 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

議長（高橋守男会長）

7 番、高橋委員。

7 番 高橋委員

7 番高橋です。農業経営の状況の中でですね、この説明で昭和 49 年に盛岡市農協に転職と。農協に努めながらなのですか。努力しながらという意味なのですか。

議長（高橋守男会長）

はい、事務局。

事務局（畑山事務局長）

資料の議案番号 10 番高橋末治さんの所の農業経営の状況の所のご質問でございますが、この資料につきましては記載された通りの部分で、ホームページで公表し、また本日の資料としてございますので、事務局の方でこの内容についての説明は致しかねます。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

質問者、宜しいでしょうか。

7 番 高橋委員

それでいいんですか、議長。

議長（高橋守男会長）

委員の皆さんで判断していただきたい。

7 番 高橋委員

勤務なのか、努力するのかな、勤務したのかという。ま、皆さん納得しているならそれでいいと思いますがね。ただやっぱり日本の学校に入った以上ね、これでは少しやっぱり。受け付ける方でチェックしねばねがったんでねすか。本人が出したから良からうと言う訳にいかないと思いますよ。

議長（高橋守男会長）

事務局、答弁願います。

事務局（畑山事務局長）

事務局のチェックというご指摘でございます。ここの所は確認はしてございまして、先程申し上げた通り、記載された通りの内容で本日資料としてホームページに出した通りの事の内容で出しているところでございますので、チェックをして詳しく詳細に聞けば良かったらどうかと思いますが、ここの判断については、委員個々をお願いしたいところでございます。以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

議長（高橋守男会長）

質問者、7番高橋委員、宜しいでしょうか。

7番 高橋委員

やっぱり、チェック機能がなくてね度々事務に欠落じゃないけども落ち度があったりしてありましたのでね。この辺はやっぱり確認するなりね、そして進行して貰いたいと思います。これからの事もございますからね、宜しくお願いします。以上です。

議長（高橋守男会長）

ありがとうございました。これより採決を行いますので、態度を明確にして下さい。宜しくお願いします。その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第10号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第11号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 11 号の説明に入らせていただきます。議案第 11 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市荒木田第 10 地割 50 番地 1、2 氏名・中村政宏、3 生年月日・昭和 29 年 5 月 7 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に中村政宏を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の 3 ページをお開き下さい。こちら中村さんにつきましては、農事組合法人あらきだからの団体推薦となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 11 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 11 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 11 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 12 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 12 号の説明に入らせていただきます。議案第 12 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市西根寺田第 20 地割 114 番地 7、2 氏名・齋藤徳重、3 生年月日・昭和 23 年 8 月 20 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月

10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に齋藤徳重を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。議事資料の 3 ページとなります。議案番号 12 番一番下の項目となります。こちらの齋藤さんにつきましても、個人からの推薦という事で、農業委員の田村紀彦さんからの推薦となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 12 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

はい 10 番、清水畑京子委員

10 番 清水畑委員

10 番清水畑京子です。極端に耕作面積が少ないようですが、どこかの営農組合に所属しているとかをお伺いしたいです。

議長（高橋守男会長）

事務局お願いします。

事務局（畑山事務局長）

耕作面積につきましては、農業委員会の台帳等を確認してございまして、記載されている面積はこの記載面積でございます。農家組合に所属しているかどうかは確認してございません。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

質問者、宜しいでしょうか。

10 番 清水畑委員

なんとも言われません。

議長（高橋守男会長）

その他、質問ありませんか。

24 番 工藤委員

推薦者から補足説明をお願いしたい。

21 番 田村委員

補足という事で、耕作面積に関しまして私もちょっと本人が書いたもので、受け取ったまま出したものではあります。今現在は、家の方の休耕田等を作付したいという事で、今年に入りました。

てやっていただいています。以上です。

議長（高橋守男会長）

質問者宜しいでしょうか。

24番 工藤委員

はい。

議長（高橋守男会長）

その他はございませんか。

10番清水畑委員。

10番 清水畑委員

10番清水畑です。八幡平市の耕作面積というのがあるので、そこを少しクリアした方を本当はここに出していただきたかったかなと思います。以上です。

議長（高橋守男会長）

これは、答弁いらないですね。その他ございませんか。無ければ質疑、討論を終わりたいと思いますが、宜しいでしょうか。

事務局（畑山事務局長）

先ほどの清水畑委員からのご質問でございますが、農地利用最適化推進委員、加入面積をというご質問でございますけども、推進委員についてはですね、本日前段説明した資料、私が公募者の選定経過で説明した資料の第2条の所の評価基準で、農業に関する見識を有し農地等の利用最適化の推進に関する事項に関して、その職務を適切に行う事ができるという事でございまして、農地の耕作している、所有しているという条件を特に加えている、募集したものではございませんので、その所をご考慮いただきご判断をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

質問者、今の事務局の答弁で宜しいでしょうか。

10番 清水畑委員

はい。

議長（高橋守男会長）

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

無ければ、質疑・討論を終わりたいと思いますが、宜しいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長（高橋守男会長）

これより、第１２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第１２号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第１３号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第３１条１項及び八幡平市農業委員会会議規則第１８条の規定により、議席番号２１番田村紀彦委員の退席を求めます。

(退席確認)

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第１３号の説明に入らせていただきます。議案第１３号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１７条１項の規定により、決定の可否を求めます。１ 住所・八幡平市西根寺田第１０地割４８番地３、２ 氏名・田村紀彦、３ 生年月日・昭和３７年１月１２日、４ 任期・平成３０年９月１日から平成３３年８月３１日まで。平成３０年８月１０日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に田村紀彦を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。議事資料の４ページとなります。議案番号１３番という事でありまして、こちらにつきましては本人からの応募となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第１３号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第13号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号21 番田村紀彦委員の着席を求めます。

（着席確認）

議案13号まで慎重なるご審議いただきありがとうございました。

ここで、50分迄休憩をいたします。宜しくをお願いします。

事務局（畑山事務局長）

50分迄に集合をお願いします。

事務局（畑山事務局長）

そろそろ、ご着席願います。

議長（高橋守男会長）

休憩前に引き続き会議を再開致します。

ただ今の出席委員数は、27名中22名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

議長（高橋守男会長）

議案第14号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第14号の説明に入らせていただきます。議案第14号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市平館第22地割50番地10、2 氏名・田村保造、3 生年月日・昭和30年4月6日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に田村保造を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは、議事資料の4ページとなります。議案番号14番の田村さんでございますが、本人からの応募となっておりますので

ございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 14 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 14 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 14 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 15 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条 1 項及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、議席番号 9 番高橋光廣委員の退席を求めます。

（退席確認）

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 15 号の説明に入らせていただきます。議案第 15 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市野駄第 17 地割 14 番地 1、2 氏名・高橋光廣、3 生年月日・昭和 27 年 2 月 4 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋光廣を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の 5 ページとなります。議案番号 15 番となります。こちら高橋さんも本人からの応募となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 15 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第 15 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 15 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 9 番高橋光廣委員の着席を求めます。

（着席確認）

議長（高橋守男会長）

次に、議案第 16 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 16 号の説明に入らせていただきます。議案第 16 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市松尾寄木第 27 地割 145 番地、2 氏名・伊藤勇一、3 生年月日・昭和 22 年 10 月 15 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に伊藤勇一を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の 5 ページとなります。議案番号 16 番となります。こちらの伊藤さんにつきましても本人からの応募となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 16 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第１６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第１６号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第１７号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第１７号の説明に入らせていただきます。議案第１７号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１７条１項の規定により、決定の可否を求めます。１ 住所・八幡平市野駄第４地割７６番地２、２ 氏名・米田正悦、３ 生年月日・昭和１９年７月３１日、４ 任期・平成３０年９月１日から平成３３年８月３１日まで。平成３０年８月１０日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に米田正悦を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の５ページとなります。議案番号１７番の項目となります。こちら米田さんにつきましては農事組合法人中沢農産からの団体推薦となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第１７号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第１７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第１７号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第18号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第18号の説明に入らせていただきます。議案第18号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市野駄第12地割139番地、2 氏名・米田公明、3 生年月日・昭和22年10月6日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に米田公明を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の5ページとなります。議案番号18番となります。こちら米田さんにつきましては本人からの応募となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第18号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

はい、7番高橋委員。

7番 高橋委員

7番高橋です。18番米田さんですけどもね。共通事項という所の最後の説明があるんですがね、そこを見ますとね、私は農協に勤めながら農業に従事してきました、とこう書いてあるんですよ。どっちでもいいという事じゃないと思いますよ。これが正しいのではないかと思います。以上です。

議長（高橋守男会長）

事務局答弁。

事務局（畑山事務局長）

正しい、正しくないというふうな事でございますが、事務局としては特に答える内容ではございませんので、議長進行お願いしたいと思います。

7番 高橋委員

当て字でもいいから、いいんだ。了解。

議長（高橋守男会長）

質問者宜しいですね。その他質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第18号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第18号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第19号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第19号の説明に入らせていただきます。議案第19号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市松尾寄木第30地割88番地、2 氏名・高橋栄悦、3 生年月日・昭和29年11月23日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋栄悦を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の5ページとなります。議案番号19番となります。こちら高橋さんも本人からの応募となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第19号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成

の方は、起立を願います。
起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第19号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、
原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とし
ます。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第20号の説明に入らせていただきます。議案第20号農地利用最適化推進委員の委嘱に
関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農
業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求め
ます。1 住所・八幡平市松尾寄木第27地割131番地1、2 氏名・菊池悦郎、3 生年月日・昭
和18年9月15日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月
10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に菊池悦郎を
委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の5
ページとなります。議案番号20番となります。こちら菊池さんにおかれましても本人からの応募
となっておるものでございます。以上となります。

事務局（畑山事務局長）

引き続き私の方から。八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の審査委員会の意見
がございましたので、その事について報告します。今回の候補者である方は3年間の農業委員活
動は主に会議が主体である為活動できたと考えるが、推進委員の活動として自ら地域に赴き地域
マスタープランはじめ農地利用の話し合いに参加し、人と農地に係わる調整・集積・集約でござ
いますが、また遊休農地に取り組む事は体調的にも体力的にも困難なのではないかと考えられま
す。という意見を付けて今回提案となったものでございます。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

事務局より補足説明がございました。委員の皆さんもこれを加味し判断をお願いしたいと思います。
ます。

以上で説明が終わりました。

これより、議案第20号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

7番高橋委員。

7番 高橋委員

7 番高橋です。これ、本人の申し出ですか。

事務局（畑山事務局長）

先ほどの補足説明についてですか、応募の件ですか、ちょっと確認させて下さい。

7 番 高橋委員

補足説明があったのでね、本人の申し出したのか、推薦があったのかその確認をしたいと思ったんですが。

事務局（畑山事務局長）

本日の総会資料の方でございまして、議事資料 5 ページでございます。菊池悦郎さんは、本人応募してございます。先ほど私から説明いたしました事項につきましては審査委員会で委員が申し出た意見について協議したところ、総会でそのまま報告すると。議案として提案はしますけどもその意見を付けてご報告をして審議をしていただくという事でございましたので、この様な説明になったものでございます。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

局長、この前の審査委員会の内容をちょっと説明して下さい。

事務局（畑山事務局長）

審査委員会の説明という議長のご指示でございます。本日冒頭で説明いたしました選定結果の所の資料をもう一度ご説明致します。選定経過の 5 ページにつきまして報告書がございまして意見の提出という事でございます。審査委員会としては本日議案としている 26 名について報告をいただき議案としてご審議いただいている所でございますが、一部の候補者につきまして意見がありましたので合わせて提出しておられる内容でございまして、これをただ今説明した所でございます。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

質問者、今の回答で宜しいでしょうか。

7 番 高橋委員

まず、そこまで分かりました。

議長（高橋守男会長）

あと、質問・意見ありませんか。事務局長よりこの前の審査委員会の説明もありました。それ
もご判断の材料にさせていただきたいと思います。

はい、11 番田村委員。

11 番 田村委員

11 番の田村です。先ほど事務局長から説明がありました資料の 3 ページですね、審査表という物があるわけですが、この審査表という物に基づいて提案されているのじゃないかと思うのですが、例えば点数が付くと、点数が何点でどうなるんだという所の説明が無いもんだから皆今たぶん迷うと思います。今起立したり着席したり。そこらへんをもう少し詳しくお話しをしていただいて、どこが優れている、劣っている、優れているという所ご説明いただければ委員の皆さん分かると思いますが。以上です。

事務局（畑山事務局長）

先ほどの選定経過の資料をお願い致します。11 番田村委員のご質問はこの点数 3 ページと 4 ページに亘りまして、審査項目、審査ポイントの点数により評価するとなつてございます。それで 2 ページに戻っていただければ、ここに第 3 条の所に審査の手順がございまして、第 1 号(1)の所でございますが審査委員会は農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する資格を満たす、この資格というのは欠格事項でございます、委員候補者が農地利用最適化推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、審査するものとする。(2)号の所、提出された書類に記載された項目及び推薦する理由又は応募する理由について、別表第 2 によって審査を行うとなつてございます。(3)号の所、候補者ごとに審査表の得点を合計し、となつてございまして今回いずれの地区も定数を超えたものではございませんが、審査として点数を付けてございます。大変恐れ入りますが、この審査の点数は個人評価になりましたので審査委員会でも公表はしないとして資料の回収を行つてございますので、審査の点数の結果については公表する事はできません。ただ今私が申し上げたのは、第 1 号の定数を超えた場合その他必要と認める場合に該当しませんかというふうな事で、ただ今の意見が出ました。と審査委員会でこの意見の取り扱いはどうしますかと、審査委員会で結論づけたものが、総会に決定を求める議案としては 26 人出すわけですが、この方の所の時に意見がありましたと申し上げればそれでいいであろうという審査結果でございましたので、これ以上の事の所はございません。以上でございます。

議長（高橋守男会長）

事務局から回答がありまして、なかなか委員の皆さんで納得のいく回答内容でないかもしれませんが、議案の 20 号に来て揉めています。その内容を委員の皆さんの判断に委ねる事しかないと思います。決定して行きたいと思いますが、いかがでしょうか。特にご意見が無ければ今までの質問・答弁を踏まえた中での採決を行いたいと思いますが、宜しいでしょうか。

（「はい」の声あり）

なしと認め、質問・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第 20 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
起立、無しです。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、否決をされました。以上です。

議長（高橋守男会長）

次に議案第21号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第21号の説明に入らせていただきます。議案第21号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市松尾寄木第17地割80番地、2 氏名・高橋憲一、3 生年月日・昭和27年6月11日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋憲一を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の6ページとなります。議案番号21番となります。こちらの高橋さんは本人からの応募となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第21号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第21号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第２２号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第２２号の説明に入らせていただきます。議案第２２号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１７条１項の規定により、決定の可否を求めます。１ 住所・八幡平市黒沢８０番地、２ 氏名・立花忠彦、３ 生年月日・昭和４３年２月６日、４ 任期・平成３０年９月１日から平成３３年８月３１日まで。平成３０年８月１０日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に立花忠彦を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の７ページとなります。議案番号２２番となります。こちらの立花さんは安比川上流営農組合の団体推薦となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第２２号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第２２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第２２号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第２３号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第２３号の説明に入らせていただきます。議案第２３号農地利用最適化推進委員の委嘱に

関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市五日市 125 番地、2 氏名・羽澤敦志、3 生年月日・昭和 24 年 6 月 19 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に羽澤敦志を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の 7 ページとなります。議案番号 23 番の羽澤さんですが、こちらも五日市営農組合からの団体推薦となっておりますのでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 23 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第 23 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 23 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第 24 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 31 条の規定により、議席番号 18 番・工藤弘道委員の退席を求めます。

（退席確認）

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 24 号の説明に入らせていただきます。議案第 24 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農

業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市大面平 11 番地 5、2 氏名・工藤弘道、3 生年月日・昭和 26 年 6 月 11 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に工藤弘道を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の 7 ページとなります。議案番号 24 番ですが、この工藤さんも本人からの応募となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 24 号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第 24 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第 24 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 18 番・工藤弘道委員の着席を求めます。

（着席確認）

議長（高橋守男会長）

議案第 25 号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 25 号の説明に入らせていただきます。議案第 25 号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条 1 項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市小原道ノ下 35 番地、2 氏名・齊藤政身、3 生年月日・昭和 24 年 8 月 22 日、4 任期・平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで。平成 30 年 8 月 10 日提出。

八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に齊藤政身を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の7ページとなります。議案番号25番となります。この齊藤さんは山本範夫さんから個人推薦となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第25号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第25号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第26号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第31条の規定により、議席番号26番・種市幸雄委員の退席を求めます。

（退席確認）

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第26号の説明に入らせていただきます。議案第26号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市荒屋新町113番地、2 氏名・種市幸雄、3 生年月日・昭和21年1月22日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月10日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に種市幸雄を委嘱しようとするものである。

するものである。これが、この議案を提出する理由である。それでは議事資料の7ページとなります。議案番号26番でございます。こちらの種市さんは本人からの応募となっておりますものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第26号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め質疑・討論を終わります。

議長（高橋守男会長）

これより、議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。着席下さい。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第26号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号26番・種市幸雄委員の着席を求めます。

（着席確認）

6 開会（15時39分）

議長（高橋守男会長）

本件を持ちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、平成30年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。熱心な審議、ご協力ありがとうございました。終わります。

事務局（畑山事務局長）

御起立をお願い致します。相互に礼をお願いします。「礼」。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第34条第1項第2号の規定によりここに署名する。

平成30年8月24日

会 長 _____

8 番 委 員 _____

24番委員 _____

平成30年度

第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年8月10日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

（1）平成30年度第3回から第5回運営委員会報告

5 議 事

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第11号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第12号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第13号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第14号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第15号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第16号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第17号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第18号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第19号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第20号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第21号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第23号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第25号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第26号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

6 閉 会